#### 岡山大学学部共通規程取扱

(平成16年4月27日 学生指導協議会決定)

#### (第1章 学生証関係)

ー 1 学生証については、別に定める。

# (第2章 健康診断関係)

二 1 健康診断の結果について、証明書の交付を受けようとするときは、学部長 を経て保健環境センター所長に願い出なければならない。

# (第3章 団体・集会関係)

三 1 学内団体を結成しようとするときは、責任体表者3名(本学学生に限る) 以上、並びに顧問の教員1名(関係学部の教授、助教授又は講師)を定め、 顧問教員及び責任代表者の署名をもって届け出るものとする。

なお,この届出書は毎年5月末日に更新し、学長に届け出なければならない。この際届け出のない団体は、解散したものとみなす。

- 2 場合によっては、集会場所の借用願をもって、集会届けに代えることができる。
- 3 平常借用している場所で、借用の目的の範囲内で集会する場合は、届け出 を要しない。
- 4 集会等のための本学施設の使用は、4月1日より9月30日までは17時30分限り、10月1日から翌年3月31日までは17時限りとする。 ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではない。
- 5 使用の許可を受けた者は、その集会のために生じた事項について一切の責 に任ずる。
- 6 集会は、講義その他学校の行事に支障をきたさないように行わなければな らない。

### (第4章 掲示・印刷物の配布等関係)

- 四 1 掲示については、次の事項を守らなければならない。
  - ィ ビラ・ポスターの類には、すべて責任者の学部・所属部会・氏名及び貼付け機関を明記し、学長または関係学部長の届け出済み印を受けること。
  - ロ 掲示期間は、1週間以内を原則とすること。
  - ハ 所定の場所以外には、掲示しないこと。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。

- ニ 掲示用紙の規格は原則としてB3版(新聞紙1ページ大)までとすること。
- ホ 掲示期間を経過したものは、責任者において速やかに撤去すること。
- へ 前各項に反するものは撤去没収する事がある。
- 2 一般を対象とする行為とは、掲示・印刷物その他物品の配布・立看板・標識の使用・装飾・デモンストレーション・署名運動・投票・調査・募集・演説及び拡声器の使用その他の高音を伴う行為等が含まれる。
- 3 署名運動・投票及び調査の責任者は、その結果については届け出先に報告することを要する。
- 4 第13条について、特に金銭の収受を伴う行為の責任者は販売行為の場合を除き、金銭の収支計算書を届け出先に提出するものとする。